

議第 2 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市漁業共同利用施設（蒲刈漁業用作業保管施設）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市漁業共同利用施設（全 1 2 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 蒲刈漁業用作業保管施設 |
| 施設所在地 | 呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 1 1 3 2 0 番地 1 4 |
| 設置年月日 | 平成 1 7 年 2 月 1 0 日 |
| 設置目的 | 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るための施設として設置する。 |
| 設置条例 | 呉市漁業共同利用施設設置条例 |
| 施設規模等 | 延べ面積 1 8 0 m ² 構造・階数 鉄骨造，平屋建て |
| 利用状況 | 利用者数 平成 2 8 年度 8 人 平成 2 9 年度 1 0 人 平成 3 0 年度 1 0 人 |
| 指定管理業務に係る主要な決算の状況 | 平成 3 0 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 0 千円 指定管理料 0 千円 【指定管理者分】 収入 6 0 千円 支出 1 3 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照 |
| 指定管理実績 | 平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合 平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合 |

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るために市長が必要と認める業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

| | |
|-------|--|
| 団体名 | 蒲刈町漁業協同組合 |
| 団体所在地 | 呉市蒲刈町宮盛1番地の2 |
| 代表者氏名 | 代表理事組合長 兼田 治 |
| 設立年月日 | 昭和36年8月21日 |
| 設立目的 | 水産業協同組合法の規定により，その組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。 |
| 事業概要 | 次に掲げる業務等 (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 (3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 (4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置 |
| 出資金 | 10,260千円 |
| 組合員数 | 36人 |
| 役員 | 代表理事組合長 兼田 治 理 事 日浦 賢良 日浦 政兼 兼田 勉 岡本 光國 代表 監 事 沖本 国男 監 事 北林 京作 鮫島 良行 |
| 決算 | 平成30年度 収入 9,191千円 支出 9,270千円 |

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

| | |
|------------|---|
| 管理運営上の基本方針 | 地域の漁業経営に密接な関係を有する施設として，利用者の主体である漁業経営者との相互協力により，効果的かつ効率的な管理運営に努める。 |
| 管理運営体制 | 代表理事組合長を管理運営責任者とするほか，常勤職員又は組合員1名を現場責任者として配置する。さらに，緊急時には組合員を随時に追加配置できる体制とする。 |
| 施設の維持管理 | 日常点検の実施のほか，利用者に対し，利用上の注意の周知や修繕が必要な箇所の聴取等を日頃から実施することにより，効果的な管理に努める。 |
| 利用促進の取組 | 利用者からの要望等を積極的に聴取し，利用者の視点に立った管理運営を行う。 |
| 経費削減の取組 | 組合業務と兼務することで，人件費を削減する。また，日常的に発生する簡易な修繕については，組合員が実施する。 |

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設は、漁業者の経営の安定及び環境の整備に必要な施設であり、地域の漁業経営に密接な関係を有していることから、地域の漁業経営者をその構成員とし、地域漁業の実態に精通している蒲刈町漁業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同組合を指定管理者の候補者として選定したものです。